

1 大月市総合戦略の策定にあたって

(1) 策定の趣旨

本市では、これまでも少子高齢化や地域活性化に対する施策や賑わいのあるまちづくりを進めてきました。

しかしながら、社会経済状況の影響もあり、人口減少に歯止めはかからず、今後もさらなる人口減少対策に取り組んでいく必要があります。

本市が誕生した時点（昭和 29（1954）年）の人口は 4 万人を超えていましたが、高度経済成長期から、本市の主力産業である繊維工業と林業が衰退し、また、鉄道・高速道路等の交通網の発達により、働く場を求めた人々が、他の地域へ流出し始め、特に進学や就職を機に東京圏へ移動し、市内の人口は徐々に減少してきました。

昭和 55（1980）年からの約 15 年間は、半導体メーカーなどの工場誘致及び住宅団地の開発等、また、大型プロジェクトの工事関係者の転入により、人口は、3 万 5 千人前後で推移していました。

しかし、バブル経済崩壊後の長引く平成不況による景気の停滞、大型プロジェクトの終了などで、市内から企業が撤退・縮小したため、人口流出が急激に進み、本市の人口は 3 万人を割り、今後も人口減少が進むことが見込まれています。

こうした状況の中、①「今住んでいる市内の人々がそのまま大月市に住み続け、子どもを産み育てていく」こと、②「市外の人々、市外に出て行った人たちに大月市に住んでもらう」こと、この 2 点を重点として対策を進めることが重要だと考えられます。

本市は、首都圏域へ JR 中央線での通勤が可能な立地条件でありながら、緑豊かな森林と美しい清流があり、「富士山の眺めが日本一美しい街」としての自然的資源があります。

これらを有効に活用しながら、今住んでいる人々が住み続けたいまちとなるような魅力ある施策と、全市民が「おもてなしの心」を持ち転入者に接する、人情豊かなまちであることなどをアピールし、移住・定住を希望する方、また、市外に出て行った方が大月市に住んでいただけるような工夫や施策を積極的に推進するため、「大月市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定するものとします。

(2) 総合戦略の基本的な考え方

① 計画の法的根拠

国はまち・ひと・しごと創生法第8条に基づき、「まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下、「国総合戦略」という。）」の策定が義務付けられていますが、地方自治体は第10条において、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略は努力義務とされるにとどまっています。

しかし、本市において人口減少問題は喫緊に取り組むべき課題であるため、市は、基礎的な地方公共団体として、地域の特色や地域資源を活かし、市民とともに施策を展開していくものとし、「大月市人口ビジョン」と併せて「大月市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「市総合戦略」という。）」を策定するものとします。

② 国及び山梨県の総合戦略の勘案

国総合戦略では基本的な考え方として、「人口減少と地域経済縮小の克服」及び「まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立」を掲げています。

「人口減少と地域経済縮小の克服」では、「東京一極集中の是正」及び「若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現」、「地域の特性に即した地域課題の解決」を基本的な視点とし、人口、経済、地域社会の課題に対して一体的に取り組むことが重要であるとしています。

「まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立」については、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を地方に確立するとともに、その好循環を支える「まち」に活力を取り戻すため、まち・ひと・しごとの創生は、同時かつ一体的に取り組むことが必要であるとしています。

県においても、国総合戦略の方針を勘案しながら、「山梨県まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下、「県総合戦略」という。）」を策定しました。

そのため、市総合戦略においても、国及び県の総合戦略を勘案し、策定するものとします。

(3) 総合計画との関係

地方版総合戦略は、人口減少の克服・地方創生を目的としていますが、総合計画は各地方公共団体の最上位計画であり、総合的な振興・発展を目的としています。

そのため、市総合戦略は、「第7次大月市総合計画」の策定と連携するとともに、調査分析作業等の成果を活用し、計画相互の整合を図りながら、人口減少の克服・地方創生のために、分野横断的に取り組む計画として位置づけます。

(4) 計画期間

市総合戦略の対象期間は、国総合戦略の対象期間を勘案し、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間とします。

なお、地方版総合戦略は、地域課題に対する適切な短期・中期の政策目標を設定し、実施した政策・事業の効果を検証の上、改善を図ることが求められているため、市総合戦略についても、状況に応じて適宜見直しを行うものとしします。

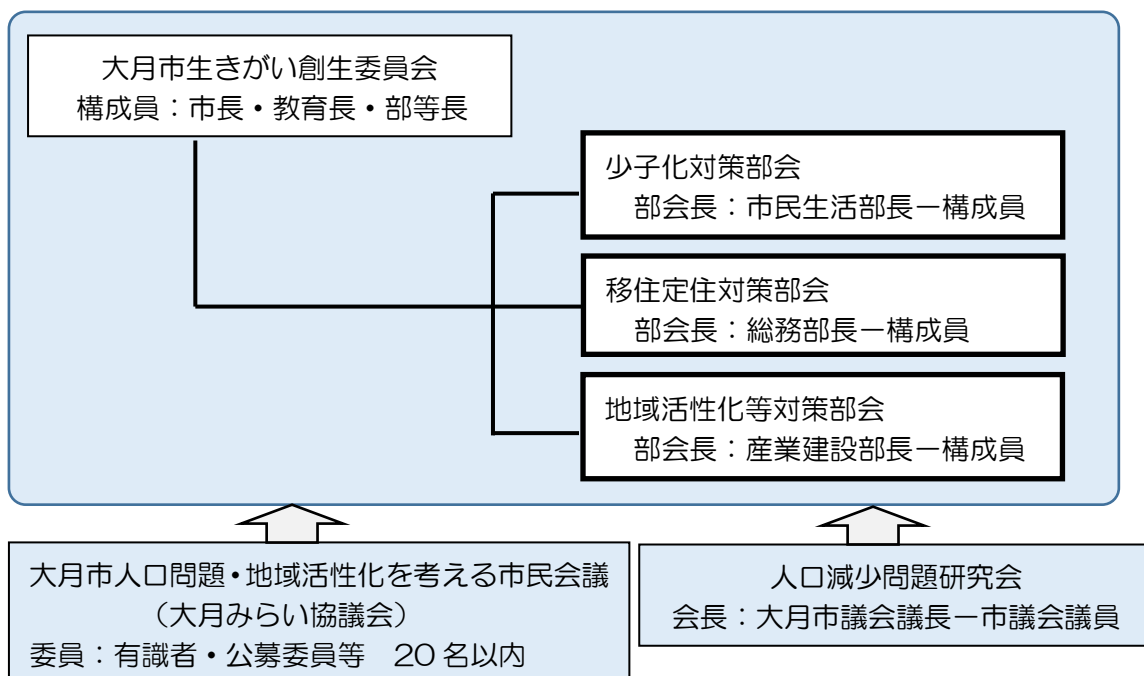
(5) 計画策定の経緯

① 策定体制

市総合戦略の策定に当たっては、市長を委員長とする部等長から構成される「大月市生きがい創生委員会」において、市総合戦略の策定に係る重要事項を審議し決定しました。あわせて、同委員会の下に専門部会（「少子化対策部会」、「移住定住対策部会」、「地域活性化等対策部会」）を設置し、取り組むべき方策について検討及び協議を行いました。

また、市民などの幅広い視野からの意見を求めるため、「大月市人口問題・地域活性化を考える市民会議～大月みらい協議会～」を設置し、人口問題及び地域活性化についてご意見をいただきました。

さらに、議会と執行部が車の両輪となって推進することが重要であるため、「大月市議会人口減少問題研究会」において施策等を検討し、市への提言を行っていただきました。



② 市民参加

幅広い市民の意見や提案を反映した計画とするため、市民会議（大月みらい協議会）からの意見等の提案やパブリック・コメントの実施等により、策定過程への市民の参加に努めました。